

候様手段も可仕旨申聞候得共、同人始之者追々断之上為体ゆへ、
此上如何体之御吟味被為仰付候共、賄方方便無御座候由申聞候

儀御座候

右申上候始末ニテ訴答共之了簡行違内熟不行届候付、聊之出入御
断申上候旨、甚以奉恐入候得共、此段御解奉申上候候、猶書付ニ
難申上所、口上ニ而も可申上候、以上

親類請人 平三郎
組頭 惣七
庄屋 大竹太左衛門

右訴答之者共奉申上候通、双方無申分内済仕候儀ニ御座候間、御
吟味下ヶ之左於私共も奉願上候、仍之
奥印仕候、以上

鵜沼村

取扱人

桜井長兵衛

巳
七月六日

同断

安右衛門

水野篤助様
御陣屋

水野篤助様
御陣屋

差上申証文之事

一金拾四両壹分

利銀式百廿匁壹分八厘勘弁引

内

利銀式百廿匁壹分八厘勘弁引

金拾両 当金返済

利銀式百廿匁壹分八厘勘弁引

残テ金四両壹分

内 金壹両 当十一月返済筈

又残テ 三両壹分也

但し此分來午年より来ル卯年迄拾ヶ年済、但し壹ヶ年ニ銀

拾九匁五分宛、毎歳十二月廿日迄ニ返済筈

右ハ貴殿より借用罷在相滯候付、御出訴ニ相成御調之上村方桜井
長兵衛、山田安右衛門殿内熟方被仰付、御両人より段々御取扱ニ
而前顯割府之通御勘弁被下悉奉存候、然ル上ハ前条当金ハ勿論同

古市場村源兵衛より鵜沼村内小伊木分林蔵初ヘ懸り候金子返済滞
出入之儀ニ付、林蔵初段々御吟味ニ御座候所、鵜沼村桜井長兵衛、
山田安右衛門両人内輪え立入挨拶有之、別紙証文写之通双方無申
分熟談内済仕候間、乍恐源兵衛より奉出訴候願書類御下被下置候
様奉願上候、右願之通御聞済被下置候ハ、難有仕合可奉存候、以
上

各務郡古市場村

訴訟人 源兵衛

同村庄屋 喜内

鵜沼村小伊木組

相手方 林蔵

暮返済金并来午より割賦定之通り、聊為相滯申間敷候、万一千ヶ年にても相滯候ハ、加判之者より出金仕、毛頭懸御世話申間敷候、為後日証文加判仍而如件

鵜沼村小伊木分

借用主 林藏

親類証人 平三郎

組頭

惣七

庄屋 大竹太左衛門

源兵衛殿

天保四巳年
七月

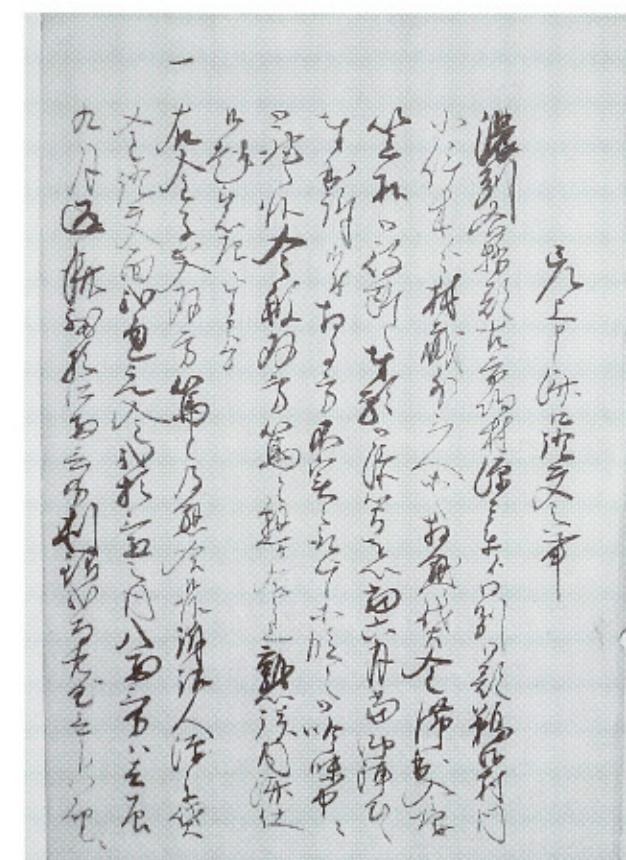
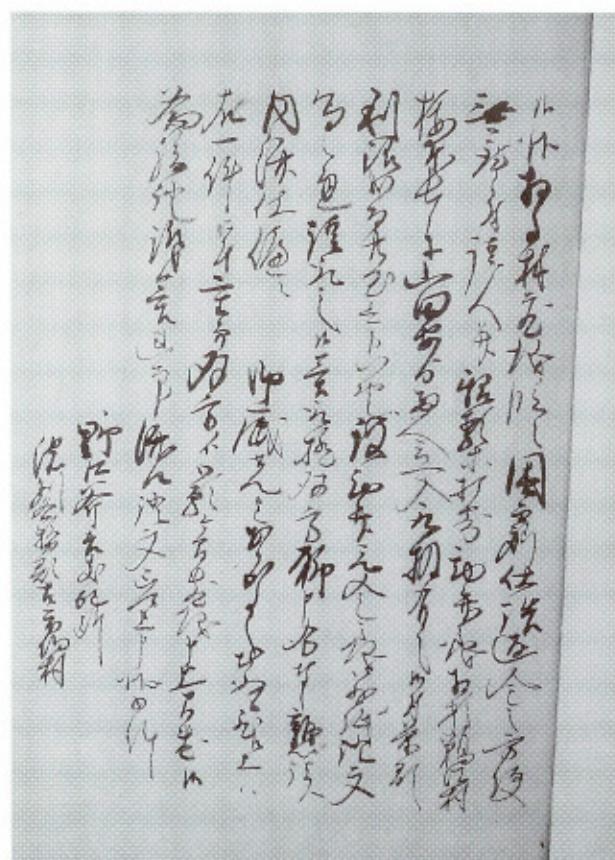
右之通取極申候上ハ聊為滯候儀為致間敷候、為其奥印如斯候
う沼村

取扱人 桜井長兵衛
同 山田安右衛門

差上申済口証文之事

濃州各務郡古市場村源兵衛より同州同郡鵜沼村内小伊木分林藏外三人等へ相懸り貸金滞出入之儀、笠松御役所へ奉願御添簡を以当六月当御陣屋へ奉出訴候付、相手方不実之取計等段々御吟味中ニ御座候所、今般双方篤と懸ケ合之上、熟談内済仕候趣意左ニ奉申上候

一右金子出入双方篤と及懸合候所、訴訟人源兵衛貸金証文面式通、元金式拾三両之内、八両三分ハ去辰九月返済、残拾四両壹分、利銀式百廿匁壹分八厘ニ候所、相手林藏儀段々困窮仕詰、返金利銀式百廿匁壹分八厘ニ候付、請人并親類等打寄勘弁之儀相頼、鵜沼村桜井長兵衛、山田安右衛門兩人立入取扱有之候付、前頤利銀式百



廿匁壱分八厘ハ致勘弁、元金之儀ハ別紙証文写之通請取之候
取極、双方聊申分なく熟談内済仕、偏ニ御威光とありかたく奉
存候、然ル上ハ右一件ニ付重而双方より御願ケ間敷儀申上間敷
候、為後証訴答連印済口証文差上申所如件

野口^(田)斧吉支配所

濃州各務郡古市場村

訴訟人 百姓 源兵衛

同村庄屋 喜内

尾州御領

同州同郡鵜沼村内小伊木分

相手方 林藏

同村同人親類

証人 平三郎

同村組頭 惣七

同村庄屋 大竹太左衛門

同村庄屋

取扱人 桜井長兵衛

同村年寄

同断 山田安右衛門

太田
御陣屋

○乍恐奉再願候御事（三ツ池新田火打野御林・字山神附林御伝馬
秣場に立置願いにつき）（二六一一〇六）

乍恐奉再願候御事

先達而御願奉申上置候当村三ツ池新田西火打野御林添、西ハ他領
御境目迄、東西長四百間余、幅拾五間通、宝永年中御料所各務村
と野方及出入候節も右拾五間通之儀ハ御伝馬秣場ニ而論地ニ而ハ
無御座、享保年中御林御見立火打野御林御取立被為遊候節も、右
秣場之儀御手指無御座、然ル所五拾ヶ年已前、山本市郎左衛門様
御支配之節、御林生木并地子秣場迄野村地主前田七右衛門と申者
え、右場所不残御壳払ニ相成所、七右衛門控に相成申候ニ付、其
後小笠原九郎右衛門様え右御伝馬秣場之始末御願申上候処、いつ
れ御聞済被下置、右七右衛門より御取戻被成下、弥此後御伝馬秣
場ニ致置可申由ニ被為仰渡、難有仕合御座候処、式拾ヶ年程已前、
右秣場并大伊木組村続キニ御座候字山神附と申村林ニ御座候処、
近藤三左衛門様、山田伝三郎様御林掛りニて、三ツ池新田之御出
張御座候節、右村林御引揚、穗木并小松御生附御林ニ被遊候ニ付、
其節も右近藤様、山田様えも右山神附之儀ハ先年より村林之義ニ
付、此度御林ニ御引揚之儀ハ御断再応御願申上候得共、一円御承
知無之、無体之御引揚ケニ相成候、附而ハ当宿御伝馬式拾五疋馬
飼料草場、其節より相減候付、御伝馬給金追々相増候、尤御上様
より毎歳金三拾両宛為御扱頂戴仕候得共、其余金百五拾両余之処、
毎歳村包ニ相成、下用免悉ク相増、大小之百姓一統困窮難済仕候、
右は前顕奉申上候通置承、年中論外之場所并前田七右衛門え御壳
払之節も火打野附拾五間通ハ御引戻シ、御伝馬式拾五疋秣場ニ相
立置可申旨ニ而、御差戻し被下置候場所之儀候間、何卒右両所共

先年之通村控ニ可相成様御差戻被下置候様奉願上候、乍恐右場所

式ヶ所共御差戻し候義、是迄も追々奉願上置候得共、今以何之御

下知も不被下置候間、困窮之村方ニ尚更困窮弥増、村方一統迷惑仕候間、何卒御手厚御勘弁被下置、御慈悲御調之上、右地所先年之通村控ニ御指戻被下置候様、幾重ニも奉願上候、願之通御聞済被下置候ハヽ、年々御伝馬足金も相成、下用も相ゆるみ御馬相続之談^(既)ニも可相成一同難有仕合可奉存候、以上

鵜沼村

百姓惣代

安兵衛

八百七

同 善九郎

繁 藏

組頭

次郎助

平 助

同 五兵衛

坂井銀右衛門

庄屋

山田甚之右衛門

同 国定市兵衛

同 桜井岡右衛門

○伐採寸明覚（二六一一〇八）

伐採寸明覚

一松六尺廻り

但し長五間

壱本

水野篤助様

御陣屋

○奉願上候御事（三ツ池新田神明宮拝殿再建につき）（二六一一〇七）

奉願上候御事

鵜沼村三ツ池新田

神明宮

長三間 瓦葺

一拝殿

梁式間 瓦葺

右ハ私控ニ御座候所、近年拝殿及大破候ニ付今般再建仕度、尤是迄有来間數ニ而は宮藏風雨等之節々、氏子之者共難渋仕候間、今度間數続足長五間^(ヤマ)如元瓦瓦葺ニ再建仕度、仍之奉願上候、就夫右境内ニおろて松目通し六尺廻しより三尺廻し迄木數ノ拾六本、長五間より三間迄

右木品堀倒ニ伐採申、再建足木ニ仕度旁奉願上候、勿論修復ニ付他村寄進奉加等一切不仕、氏子村中納得仕何方ニ少しも故障無御座候間、右之願之通被仰付被下置候様、寺社御奉行所へ被仰達被下候ハヽ、忝可奉存候、以上

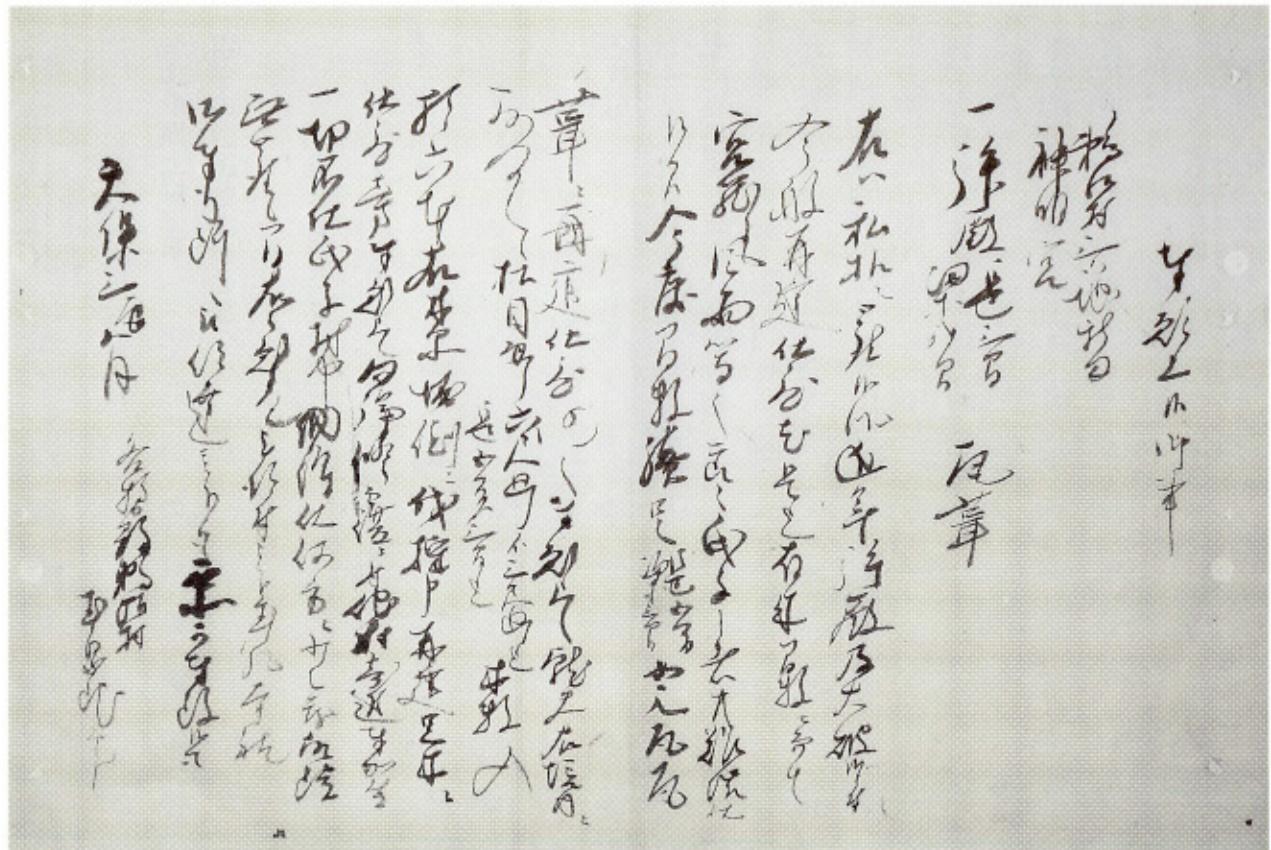
天保三辰八月

各務郡鵜沼村

玉泉院印

一同五尺廻り

五本



但し長四間半迄

一同四尺廻り

長元間迄

八本

武本

但し三間半迄

木数拾六本

右之通寸明相改相違無御座候、以上

文
沼
林

○乍恐御達シ奉申上候御事（両助物置一軒焼失につき）（二六一
一四一）

乍恐御達シ奉申上候御事

一
萱草物置壹軒

鵝沼村

兩助

長五間

右ハ昨廿五日夜八ツ時頃出火仕候村、早速村中駆付火防申候得共
折節風烈敷、手ニ不及焼失仕候、火之様子吟味仕候処、一昨廿四
日朝、箕ニ灰を取置ながら其儘ニ指置候処、定メ而火残り居候哉、
右灰より吹起り候哉と出火仕候義と相見、外ニ怪敷義等一切無御
座候、尤類焼等無御座、仍而早速御達シ奉申上候、以上

右村

寅

二月廿六日

山田甚之右衛門

水野篤助様

御陣屋

○乍恐奉願上候御事（文化十四年焼失の旅籠・家屋再建の拝借金、
当冬の返上（金減額の願いにつき）（二六一一〇〇）

乍恐奉願上候御事

鵜沼宿年寄

坂井銀右衛門

一金壺分式朱

同

旅籠屋七人

一同三分式朱

百姓

孫八

一銀壺匁

右は去ル文化十四丑年焼失仕候節、御拝借仕御願を以て家居夫々
取建、渡世罷在難有仕合奉存候、然ル所右御拝借返上先達而被為
仰候通、年々御返上相勤可仕苦ニ候処、乍恐下地困窮之者其故是
迄返上方追々滯り、此段奉恐入候、尚亦今般都而御取立方被為仰
付候間、右人別者共早速呼出し返上方可相勤旨、嚴敷申付候処、
乍恐当秋之義田畑共近年稀成不作、殊ニ近年此節大名様ハ勿論、
諸御家中様共年々御通行薄く相成、旅籠屋共一統内輪難渋仕^ノ罷
在候仕合ニ付、当冬之儀村方御年貢勘定取立方も無覚束年柄之儀
ニ御座候間、乍恐御上様ニハ御大怒之御儀ニ御座候間、御慈悲御
勘弁被成下、当暮返上方之儀ニテ御用捨被下置候様、重々厚く奉
願上候、併シ是迄も追々年過御断奉申上來り候儀も御座候故、弥
御取立被下置候様候ハ、前々奉申上候通返上金等減シ御取立被
下置候様、重々奉願上候、願之通御聞済被下置候ハ、旅籠屋共

一金壺分式朱

鵜沼宿年寄

坂井銀右衛門

一銀壺匁

孫八

百姓

孫八

。

ハ不及申、私共ニおるても難有仕合可奉存候、以上

右宿本陣

西十二月

問屋兼

庄屋 桜井岡右衛門

矢野藤九郎様

御陣屋

○乍恐奉願上候御事（百姓難渋につき各務野新開指留願い）（二

六一一四二）

乍恐奉願上候御事

一当村各務野大坂表嶋屋市兵衛と申者、田新田ニ新開仕度由ニ而、追々笠松御陣屋え出願候趣ニ而、去十二月笠松方星野又右衛門様始、其外側嶋村伴藏と申者、外ニ五六人同道、加茂郡上古井村始ニ而、夫より村々当村地内迄水道ニ可相成場所御見分御座候處、右始末当村方百姓共一同見聞候ニ付、乍恐当村各務野野方之儀、先年より右野方下草刈取、年々御本田肥ニ仕、相続不仕候而是御本田相続難行届、地生ニ候處今般右野方一面新開ニ相成候てハ御本田相続難行届、其上水道敷地御本田之内、禿地等ニ相成候而ハ大小之百姓一統相歎、何卒当村内各務野之分新開仕候儀ハ乍恐御指留被下置候様、一同願申候間、厚く御勘考被成下置候様奉願上候、其内御他領御支配野方御新開相成、当村内御本田不抱北山根通水道ニ相成候儀ハ、村方おるて指障り之儀無御座候、全体当村方之儀御百姓近來人少ニ御座候處、其上追々散田相増、此節ニ而ハ凡散田六百石余も出来仕、此分ハ毎歲損米多分相立、高掛り仕候村方之儀ニ付、是迄も御本田

相続漸々仕来候處、尚亦今般各務野一面新開切起、他領村々より越百姓等多分相越候而ハ、第一御伝馬式拾五疋、馬草場并肥料等取晦候方便無御座次第ニ相成、大小之百姓一統難渋之趣願出候間、何卒此段厚く御勘弁被成下、当村各務野新開之儀ハ御指除キ被成下候様、重々奉願上候、願之通御聞済被下置候ハ、、大小之百姓一統難有可奉存候、以上

寅正月

庄屋

鵜沼村

山田甚之右衛門

国定市兵衛
大竹翁助
桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○乍恐御内達奉申上候御事（紀州様御家中則岡庄司乱心につき
沼宿にて召捕の手配につき）（二六一一四八）

乍恐御内達奉申上候御事

当月廿二日、紀州様御家中則田庄司様上下三人、当宿嶋屋定右衛門と申者方ニ御泊り有之候處、同夜九ツ時頃、紀州様御徒目附、御小人目付、御勘定所御同心衆、其外下役衆共、同勢式拾三人、加納宿より早駕籠ニ而、当宿へ御入込被成、当宿宿端若竹屋平三郎、三国屋万兵衛と申旅籠屋ニ内分ニ而宿御取被成候上、当宿同心役人老兩人極内々而尋度儀有之候故、早々罷出候様被仰付候間、早速年寄兩人罷出御用向承候處御旅宿へ指遣候處、今夜当宿

内ニ紀州家中則田庄司と申者上下三人ニ而、丸棒駕籠壹挺分持壹度ニ而、此筋通行被致候由、右家中今夜当宿ニ止宿有之由承知罷在候、右は何屋唯方通ニ止宿有之候哉、御尋被成候付、右は当宿鳴屋定右衛門と申者方ニ御泊有之候由申上候処、右家中故障之筋有之候故、当宿ニ而召捕、國許へ召連可申由被仰聞、夫ニ付何時頃、明朝出立之事ニ候哉、鳴屋定右衛門方ニ而内々承合候様被仰付候間、右御宿へ宿役人相窺ひ申上候処、明朝七ツ時出立之由被仰聞候間、其段直様右御同勢様へ申上候処、右御同勢之内御七里役人衆御壱人、私方え内分ニ而御出被成、今夜当宿止宿有之候同家中則岡庄司、当宿ニ而召捕候手配致度候間、宿御用挑灯六張、より捧六本借用致度由被仰付候間、早速取賄ひ御用達候処、夫々御手配之始末、御徒目附衆御兩人ハ鳴屋定右衛門方座敷え御通りいろゝ御掛合有之候趣ニ御座候、御小人目附衆、御同心衆之儀ハ、右旅屋鋪表え御締り御附被成置、久敷御掛合有之候処、漸々同夜明ヶ方頃ニ御掛合相済、当宿より御国許え御引戻シ相成申候、尤御国許より板乗物等も御持參御出被成候得共、右は跡より御持せ有之、則岡庄司様ハ御持合丸棒駕籠御乗り御出被成、御供兩人腰物并錢毫筋も当宿よりりうきゆへ包候哉、御持せ御出立ニ相成申候、勿論私心得を以、此度則岡庄司様御座候御事如何之筋ニ而御國許へ御引戻シ相成候哉、内々ニ而右御同勢様之内、御問合申上候処、暫く乱心体ニ相成候故、夫故国許引戻可申由、御内々被仰聞候、勿論併此度一条支配筋等え表立達等之儀ハ、見合具候様御内々御頼置ニ御座候、其節御立入御座候紀州様、若山和歌山より御立入御座候、御家中御同勢御名前書左ニ申上候

御徒目付

吉川專左衛門

木下平右衛門
御小人目付

愛窓嘉市

藤本平次郎
同 新植正輔

御勘定同心

大野弥藏

中川良右衛門
同 森沢一郎

浅山新門

其外下役衆

拾四五人

メ同勢廿三人

紀州様御家中

則岡庄司

上下三人

此御方御役吏、中小姓

と申す由ニ御座候

右之通候間書上申候通相達所御座候、以上

あら方以書付内々御達奉申上候、以上

鵜沼宿本陣
桜井岡右衛門

太田

御陣屋

水野篤助様

御陣屋

○乍恐御伺奉申上候御事（本陣・問屋・庄屋兼務桜井岡右衛門宿
村御用につき御陣屋への罷出御免願い）（二六一一四九）

○乍恐御請書奉指上候御事（各務野御林立木落札代金につき）
(二六一一五四)

乍恐御伺奉申上候御事

当宿本陣・問屋・庄屋兼相勤候桜井岡右衛門儀、御勘定所御吟味
筋ニテ遠方留被仰付、恐入奉畏差控居申候、右ハ御吟味筋如何可
有御座候哉、奉伺候儀も猶更奉恐入候得共、最早諸々通行時節も
差懸り、問屋・本陣兼罷在候、付而ハ品々御用多并庄屋役え付而
も大村之儀ニ而種々事多、宿村御用ニ付御陣屋え罷出候儀差支、
甚以迷惑仕候、付而ハ恐多御伺方ニハ御座候得共、宿村御用ニ付
御陣屋え罷出候儀御免被成下候儀ハ相叶申間敷哉、乍恐御伺奉申
上候、以上

壹番口 中辻御林

鵜沼村

西町

一千百六拾本

八百七

代金弐拾八両弐分銀弐匁
式番口 同御林

一千百八拾本

同人

代金弐拾四両三分銀四匁六分九厘

三番口 同御林

同人

一千三百五拾本

同人

代金弐拾四両三分銀四匁九分壹厘

四番口 内野物

同人

一千七百九拾本

同人

代金弐拾三両壹分銀七匁弐分三厘

大伊木

同人

五百九拾本

同人

代金三両三分銀壹匁七分八厘

定吉

同人

五百八拾本

同人

代金五両卜銀四匁弐分七厘

南町

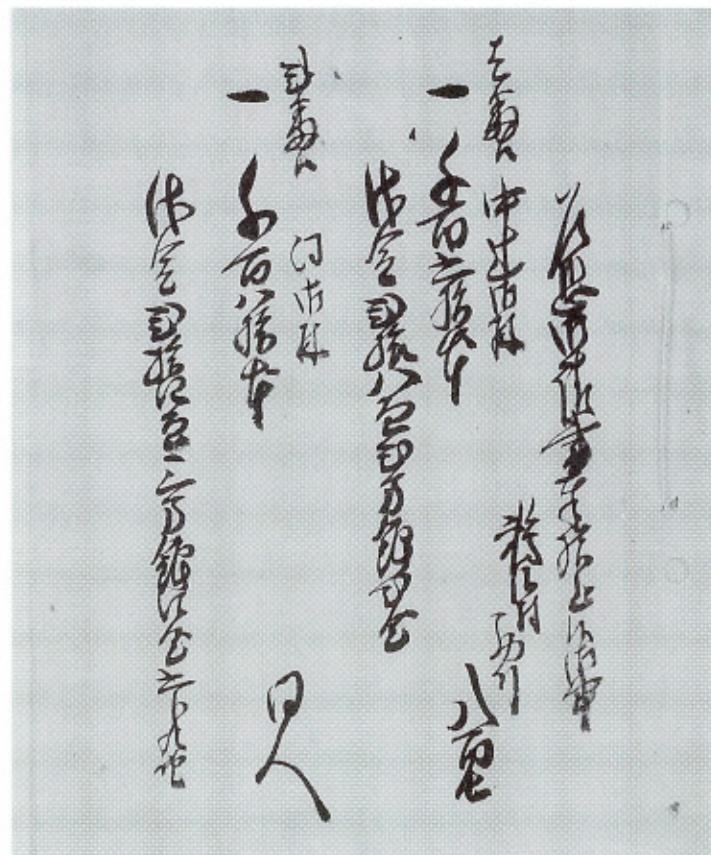
同人

七番口 蝙蝠

政太郎

一式千六百本

代金三拾弐両銀八匁三分五厘



八番口 往還南畔

一千百八拾本

代金拾五両毫分銀五匁五分

九番口 岩手巾下

一式千百八拾本

代金百三拾五両銀三匁六分四厘

拾番口 蝙蝠

一式千九百四拾本

代金三拾三両銀六匁八分六厘

ノ金三百式拾三両三分

銀式匁式分三厘

西町

八百七

同人

同

同人

右之通今般當村各務野御林之内、立木ニ而御私共え被為仰付難有承知仕候、附而ハ代金之儀、來ル廿五日迄ニ上納可仕旨被仰渡、是亦承知仕候、右ニ付伐採中心得方之儀ハ入札面御箇条之趣、急度相心得、聊不都合之義仕間敷候、仍之御請書奉指上候、以上

鞠沼村

落札主

子九月

西町

西町

八百七

大伊木

定右衛門

政太郎

西町

西町

水野篤助様

御陣屋

右落札之者共奉申上候通相違無御座候、勿論村方よりも情々見廻り、不都合之義取計不申様急度可仕候、仍之御請書指上申候、以上

右村庄屋惣代

桜井岡右衛門

子九月

同 定市兵衛

○乍恐御達奉申上候御事（御庭御垣用の鳳尾草御尋につき）（二
六一一六〇）

一
乍
恐
御
達
奉
申
上
候
御
事
日
出
身

又

乍
恐
御
達
奉
申
上
候
御
事

乍
恐
御
達
奉
申
上
候
御
事

一
乍
恐
御
達
奉
申
上
候
御
事
日
出
身

又

一
乍
恐
御
達
奉
申
上
候
御
事
日
出
身

大
原
年
代

一
乍
恐
御
達
奉
申
上
候
御
事
日
出
身

又

一
乍
恐
御
達
奉
申
上
候
御
事
日
出
身

子
三
月

鵜
沼
村

桜
井
岡
右
衛
門

矢
野
藤
九
郎
様

御
陣
屋

一
乍
恐
御
達
奉
申
上
候
御
事
日
出
身

又

一
乍
恐
御
達
奉
申
上
候
御
事
日
出
身

又

一
乍
恐
御
達
奉
申
上
候
御
事
日
出
身

又

一
乍
恐
御
達
奉
申
上
候
御
事
日
出
身

又

一
乍
恐
御
達
奉
申
上
候
御
事
日
出
身

又

一
乍
恐
御
達
奉
申
上
候
御
事
日
出
身

又

先達而御尋被為遊候當村大伊木繞山神附御林并三ツ池新田西往還添拾五間幅御林、右式ヶ所共當村御林廻り之者共御運上相勤、永久引請ニ仕度由、先達而出願被致候由ニ付、去冬已來村方内輪追々談判仕候處、乍恐當村惣御林落葉・下草共かき取場所之義ハ、先年より村方引請ニ而内輪おるて村毎ニ受所割合仕置、年々御運上銀当番庄屋え取集メ御上納相勤、右御蔭を以末々之百姓共渡世指加ヘニ仕、御高相続仕来候儀ニ御座候、然ル所、近年各務野御林

多分御伐払、乍恐此節ニ而は末々百姓共年々渡世之指加へ薄く相成、一統難渋相歎居候処、尚亦今般右式所御林之分、御林廻り衆之永久引請ニ相成候而ハ尙又難渋相増、村方一統難渋迷惑仕候由相歎候間、右ハ山神御林之内、山神境内注連縄内程之義ハ御林廻り衆引請ニ被成下、残場所之儀ハ何卒是迄之通ニ御指置被下置候様仕度、重々奉願上候、願之通御聞済被下置候ハ、乍恐村方願之趣当村御林廻りえ早速御利解被為仰渡被下置候様奉願上候、願之通御聞済被成下置候ハ、大小之百姓一統難有仕合可奉存候、以上

鵜沼村

子正月

庄屋

国定市兵衛

同 桜井岡右衛門

矢野藤九郎様

御陣屋

○乍恐奉願上候御事（大伊木・三ツ池新田百姓新田切起たきにつき）（二六一一八四）

乍恐奉願上候御事

当村大伊木組并三ツ池新田之儀、御田地少なく、殊ニ近年追々家数等も相増、作廻申丈御田地無御座迷惑至極奉存候、勿論本郷御田地迄は程遠候村方ニ御座候付、作廻り候儀も難行届御座候、就夫先般各務野御林御伐払被為遊候、左之御林凡拾町程之場所、地代金奉差上、右両村え被下置候ハ、切起御見取所ニ仕度奉願上候、尤水掛り等難行届場所ニ御座候、都而御新田ニ切起永久相続仕度奉願上候、乍恐右両村百姓共是迄御林伐取無御座、已前ハ末々之

者共御林落葉等御運上場ニ而買請、夫々渡世も仕居候処、先般多分御林御伐払ニ相成候付、右両村末々之百姓共一統渡世送り方、方便無御座難渋迷惑仕候処、前々奉申上候通、大伊木并三ツ池逆も全体御田地少々之場所ニ御座候付、右奉願上候通御聞済被成下候ハ、両村一統取続、永久御新田相続為仕度奉願上候、仍之今般御新田ニ切起度場所絵図面相添奉願上候、何卒両村御救被為思召諸願之通御聞済被下置候ハ、一統難有仕合可奉存候、以上

御新田切起度場所書之覚

一 鞘
南辻 御林

此地代金 弐拾五両

凡五町程
但松伐株共

山神附

一岩手巾下 平下夕共

凡武町程

平下夕共

凡武町程

此地代金

拾弐両

一火打野御林

但山神より
之分

此地代金

五両

但松伐株共
凡三町程

ノ 金四拾弐両

但松伐株共
凡三町程

右之通地代金御上納可仕候間、前ニ御願奉申上候通、松伐株共被下置、新田切起方御勘弁を以願之通御聞済被下置候様、幾重ニも奉願上候、以上

鶴沼村

三ツ池新田

組頭

市右衛門

大伊木

組頭

孫左衛門

同

弥六

右村庄屋

國定市兵衛

同断

桜井岡右衛門

矢野藤九郎様

御陣屋

一
火打野御林
此地代金
拾弐両
但松伐株共
凡三町程
ノ 金四拾弐両
但松伐株共
凡三町程

右之通地代金御上納可仕候間、前ニ御願奉申上候通、松伐株共被下置、新田切起方御勘弁を以願之通御聞済被下置候様、幾重ニも奉願上候、以上

鶴沼村
三ツ池新田
組頭
市右衛門
大伊木
組頭
孫左衛門
同
弥六
右村庄屋
國定市兵衛
同断
桜井岡右衛門
矢野藤九郎様
御陣屋

○乍恐御達奉申上候御事（戌年物成の内広井御藏入の分積出につ
き）（二六一一八六）

乍恐御達奉申上候御事

一米 七百四拾七石五斗

鵜沼村

外ニ 四石

返納米

内

式拾三石

御居米

式百廿四石五斗

十一月廿二日

外ニ四石

返納米

式百五拾石

同廿四日

式百五拾石

同廿六日

右之通當戌年広井御藏入当村御物成之内、右日限之通村方津出シ
可仕候間、積船御廻シ被下置候様仕度奉願上候、仍之右御達奉申

上候、以上

右村庄屋

戌

桜井岡右衛門

十一月

同 国定市兵衛

同 同 大竹翁助
同 山田甚之右衛門

右之通當戌年広井御藏入当村御物成之内、右日限之通村方津出シ
可仕候間、積船御廻シ被下置候様仕度奉願上候、仍之右御達奉申

上候、以上

矢野藤九郎様
御陣屋

右之通當戌年広井御藏入当村御物成之内、右日限之通村方津出シ
可仕候間、積船御廻シ被下置候様仕度奉願上候、仍之右御達奉申

上候、以上

上候、以上

戌八月

桜井岡右衛門

矢野藤九郎様

御陣屋

願之通御聞済被下置候ハ、大小之百姓取続、永久御高相続可仕候、
一同難有仕合ニ可奉存候、以上

鵜沼村莊屋

桜井岡右衛門

戌六月

同 国定市兵衛
大竹翁助

同 山田甚之右衛門

○乍恐奉願上候御事（村方困窮難渋の折、各務野御林伐払の節御
手当金百両下置かれたきにつき）（二六一一九三）

乍恐奉願上候御事

矢野藤九郎様
御陣屋

当村各務野御林之儀、享保年中御取立被為遊候後、御勘定奉行様
始、其外御役人様方折節御見分等被為有、尚亦是迄御伐出シ并御

手入等之節々都而当村方御休泊等も追々被為仰付候御儀ニ御座候、
数年来之間右等之節々下用多分相掛り罷在候故、宝永年中御料所
各務村と御林地境出入ニ及候節、永々笠松御陣屋表え罷出逗留仕

罷居、尚亦文化年中ニも同所御林境通各務村と出入ニ相成候節も、
村方え引請欠合ニ及候節も、大双之物入、下用多分相掛り居候儀
ニ御座候、乍恐右御林一条ニ付而は、是迄当村方多分物入、下用
相掛り候仕合ニ御座候、然ル所先達而御林數ヶ所御入札ニ被為仰
出候節、可相成は相應之御直段を以村方引請ニ仕、払相立残金も
出来候ハ、下用入用え指加へ、村内一統之助成ニ仕度存念ニ御座
候処、存外宜敷御直段落札ニ相成、乍恐御上様ニハ格外之御為筋
ニも被為在候御儀ニ奉存候、附而ハ前顕奉申上候通、享保年中御
取立後、追々下用も相掛り居并今般御林御伐払ニ相成候付、去々
申年より当年迄兩三年之間、御用状繼立方并御休泊等ニ付、夫々下用
も相掛り困窮之村方、尚更難渋至極ニ奉存候間、何卒右等之趣御
賢察被下置、御慈非御勘弁之上大小之百姓御救と被為思召訳、何
卒今般金子百両村方え為御手當被下置候様仕度、奉存候願上候、

○乍恐以書付奉願上候御事（大伊木百姓より三ツ池新田百姓出願
の新造横越船渡船取下げ願いにつき）（二六一一九七）

乍恐以書付奉願上候御事

当村之儀ハ御本田御高八拾石余ニ御座候処、畑方計ニ而御年貢等
難相勤村方ニ御座候間、然ル所延享三寅年より横越渡船御願奉申
上、御聞済之上ニ而是迄閏・上有知并兼山行商荷物、其外村方ニ
而作り立候早芋、生糸名古屋枇杷島へ附出、市売仕候、渡船ニ而
貨取村方下用之指加へニ仕、御高相続仕來り候、附而ハ此節風聞
ニ承り候処、各務野御林出張先小山鼻下ニ新造横越渡船出願等仕
度旨、同村之内三ツ池新田より出願等指出申度由、追々風聞ニ承
申候、乍恐当村方之儀ハ御本田所之儀ニ付、本田同様別年下用等
も先年より相勤來り候、三ツ池新田之儀ハ本田下用等ハ相勤不申、
三ツ池新田村内之下用計之事ニ候故、当村トハ違イ余程事安キ村
柄と奉承知候、是等之趣御勘弁被下置候、勿論坪内様御領分御境
迄川御用之儀ハ先年より当村から相勤來り、右場所之儀ハ当村之
根地ニ相違無御座候、若シ今般三ツ池新田より新造横越船等之始

卷之三

大竹太左衛門殿
山田甚之右衛門殿

右之通當村枝郷大伊木之者共より私共え書付指出候間、写以御達奉申上候、乍恐大伊木之者共願出候通相違無御座儀ニ御座候間、万一三ツ池より新規横越所之義御願申上候而も御取揚被下間敷様、奉願上候、村内納得不仕候儀ハ若三ツ池新田相願候共難行届儀ニ御座候間、乃之此役御達旁奉願上候、以上

嘉靖丙午年夏月公移居於此
斗拱屋宇不相承制村方官度量施用
三寅年移栽於此

馬連昇采蘋花思故鄉
附市集行

未願出候共、右御取計方之儀ハ不被下置候様仕度奉願上候、尤右

場所ニ新造横越渡船等相立候而ハ、全体困窮之村方助成手薄相成候而、御田地相続難相成者共多分出来仕、御田地指出シ散田等ニ相成候而ハ、殊更村方一統難渋之儀ハ眼前ニ奉存候間、何卒是等之趣御察被下置候様、宜敷御取計村中一統奉願上候、以上

戊
四月

大伊木川庄屋

孫左衛門印

同村組頭

弥六郎印

回
斷

九兵衛印

平助印

御庄屋

桜井岡右衛門殿
国定市兵衛殿

當年全賴任公等力主石樓所幸竟獲
海天不孤立於全洲固深願之特為助成是為

矢野藤九郎様
御陣屋

山田甚之右衛門

桜井臨右衛門

鵝沼村庄屋

御陣屋

矢野藤九郎様
御陣

戊四月

矢野藤九郎様
御陣

山田甚之右衛門

史料読み下し文

○恐れ乍ら願い上げ奉り候御事（尾州葉栗郡村久野村儀右衛門、

鵜沼村直右衛門跡相続し百姓致したきにつき）（二六一一六）

○恐れ乍ら願い上げ奉り候御事（南宮社人後藤信濃病死、弟跡職
相続につき）（二六一五九）

恐れ乍ら願い上げ奉り候御事ながたてまつおんこと

鵜沼村百姓

直右衛門

右の者、去る卯年家内残らず死に絶え、相続の者御座なく候ところ、尾州葉栗郡村久野村儀右衛門と申す者、叔母の附近親の者にて、当已年四十八歳に罷り成り、当卯年より右儀右衛門と申す者家内引っ越し、右直右衛門跡相続仕り、当村御百姓仕^{つかまつ}らせたき由、親類の者共願い出で申し候、尤も右儀右衛門儀、至つて実体なる者に御座候て、当村御百姓・庄屋存じ奉り候、勿論村方井に親類の者共、一統納得の儀につき、願いの通り御聞済み下し置かれ候て、三通物等写し替えさせ、当春より当村宗門帳へ御載せ申しあき哉にも仕り度く候間、願い上げ奉り候、願いの通り御聞済み下し置かれ候はば一統有り難く存じ奉るべく候、以上

恐れ乍ら願い上げ奉り候御事

当村南宮社人後藤信濃儀、当六月病死仕り候につき、御達し申し上げ置き候、しかるところ、同人弟式部と申す者、当年二十八歳に相成り候ところ、これ迄信濃方に同居仕り、神職勤め方申す儀も見習い罷り在り候につき、兄跡相続仕りたき旨申し聞こえ候につき、村中相談仕り候ところ、同人義人質も是一□帰得仕り、故障の筋も御座無く候間、何卒右式部へ信濃跡神職仰せ付けられ候よう、寺社御奉行所へ御達しなされ下し置かれ候よう仕りたく、願い上げ奉り候、以上

鵜沼村

氏子惣代

甚右衛門じんざいもん
組頭くみがしら

嘉右衛門かざわん
印

庄屋

桜井岡右衛門さくいのおかざわん
印

巳

鵜沼宿

桜井岡右衛門

三月

庄屋

水野篤助様

御陣屋

水野篤助様
御陣屋

○恐れ乍ら願い上げ奉り候御事（岡右衛門本陣・問屋・庄屋役退役、伴長兵衛役相続願いにつき）（二六一一〇九）

常々実体にて、宿村御用向見習い居り候儀ニ御座候間、右願いの通り仰せ付けなされ下し置かれ候よう、私共においても願い上げ奉り候、已上。

恐れ乍ら願い上げ奉り候御事

右村

私儀、文化六巳年父長兵衛跡、本陣・問屋・庄屋役儀仰せ付けられ、苗字帶刀継目御免下し置かれ、その後御目見・宗門自分一札

共一代切御免下し置かれ、御蔭を以て三役共当辰年迄二十四ヶ年故障無く相勤め有り難き仕合せに存じ奉り候、しかるところ、

私義追々老衰仕り役儀相勤め難く候につき、伴長兵衛儀當辰三十七歳に相成り、追々宿村御用向見習相勤め置かせ候儀に御座候、

ついては恐れ多い御願いに御座候えども、何卒私義退役仰せ付けられ、伴長兵衛へ私代の通り本陣・問屋・庄屋共仰せ付けられ、

苗字帶刀の儀・継目并に御目見・宗門自分一札とも御免下し置かれ候よう願い上げ奉り候、尤も宿村御用向等指し□候節は、私儀も埋め仕り御用御指し支え無く相勤め申すべく候間、何卒伴願いの通り仰せ付けなされ下し置かれ候はば、有り難き仕合せに存じ奉るべく候、以上

鵜沼宿

辰八月

本陣問屋庄屋

桜井岡右衛門印

水野篤助様
御陣屋

右岡右衛門御願い申し上げ奉り候通り相違御座無く候、長兵衛儀

庄屋惣代

国定市兵衛印

問屋

野口定兵衛印

年寄惣代

坂井銀右衛門印

辰八月

同断

山田孫左衛門印

○恐れ乍ら願い上げ奉り候御事（善五郎跡笠松村新三郎伴作七養子貰請相続願い）（二六一一一〇）

恐れ乍ら願い上げ奉り候御事

この願いは

□□通御入用

私娘ゆうと申す者、当辰年三十歳に罷り成り候ところ、私親類善五郎と申す者相続人御座無く候間中絶罷り有り候ところ、今般野田斧吉様御支配所笠松德田新田新三郎伴作七と申す養子に貰い請け、右善五郎跡式相続仕らせたく願い上げ奉り候、尤も右村よりもその筋へ御願い申し上げ候ところ、御陣屋表相済み候はば、勝

手次第仕るべき旨仰せ渡され候由御座候、勿論親類村中納得仕り、何方にも少しも故障御座無く候間、願いの通り御聞済み下し置かれ候よう願い上げ奉り候、以上

辰正月

鵜沼村

文左衛門印

水野篤助様

御陣屋

右文左衛門願い上げ奉り候通り相違御座無く候、已後申し分御座無く候よう三通物取り替えさせ申すべく候間、何卒當人願いの通り御聞済み下し置かれ候よう仕りたく願い上げ奉り候、以上

右村

桜井岡右衛門印

○恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事（山田屋五助方の泊り客所持品盜難に遭うにつき）（二六一八〇）

恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事

一紺染木綿股引

一木綿帶黒

一錢五六文程

一紺染木綿三布風呂敷

一ツ

一筋

右は、当月三日暮れ方、年の頃二十五・六歳の男一人、当宿木錢宿相勤め候山田屋五助と申す者へ向相越し、宿致させ呉候よう打ち頼み候につき、宿五助より当宿の儀、都合一人旅の者は問屋場より指図これ無く候てはえ留め申さず由断り申し聞せ候ところ、右旅人申し聞せ候は、私義は関大門町川嶋屋茂兵衛伴妻五郎と申す者にて、今昼後関表出づべき、それより繼鹿山開帳へ参詣、犬山表用事これ有り候につき相廻り、帰り候由申し聞せ、私義御心遣い御座無き者の由申し立て、いづれにも一宿致させ呉候よう至つて打ち頼み候につき、よんどころなく留め申し候由申し聞き候、しかるところ尚亦同夜五ツ時頃、年頃十九歳程の男一人相越し、一宿相頼み候につき、これ又いづれの国に候哉相尋ね候ところ、私義は京都表大工の由申し聞せ、全体江戸表へ稼ぎに参り候ところ、病身に相成り候につき、この度國許へ帰り候由申し聞せ、一宿相頼み候につき、これ又よんどころなく留め申し候由申し聞せ候、しかるところ同夜七ツ時頃、宿五助手水^{ちょうすい}に起き候ところ、裏口一尺程明けこれ有り候につき、右は如何と心附き右留め置き候旅人相訂し候ところ、跡^跡より泊り候十九歳程の男一人相見え申さず候につき、もし□の内に紛失物等もこれ無き哉、残り居り候旅人へ相尋ね候ところ、私所持のもも引一筋、木綿帶黒一つ、錢五六文程風呂敷に包み置き、枕元に指し置き候ところ、座敷の内に御座無き由申し聞せ候、右は跡より泊り候旅人盗み取り、逃げ去り申し候由につき、右始末漸々当七日達記出し候間、所々盜賊行衛^え相尋ねさせ候えども、未だ相知れ申さず候、尚亦右諸色盜^よ賊行^{じゆ}候旅人、当月四日早朝右盜賊東筋へ相越し候儀も計り難く候につ

き、私等はこれより太田川を尋ね参りたき由、宿五助へ断り申立、太田川迄尋ね参り候ところ、右場所にては今朝より右体の者越させ申さず候由承り、それより尚亦下麻生辺り迄尋ね参り候ところ、

一向相知れ申さず候由にて、尚亦四日暮六ツ時頃立ち帰り、宿五助の妻始め委細に申し聞き一宿致し立たず、五日もはや右盜賊行方早速相知れ難く候ゆえ、一旦閥表へ引き取り、宿払いの儀は追々跡より指し送り申すべき由に断り申し立て候間、いづれ宿錢の儀は、勘定御座無く候ては当宿出立致させ申由掛け合いに及び候ところ、左候はば閑表まで人一人附け遣わし呉候よう申し聞せ候由につき、五日早朝人足一人指し添え、閑表迄送り遣わし候ところ、右所大門町中程迄相越し候ところ、右の者盜賊の由にて大勢人集めて召し捕り掛り候ところ、右所より横町迄逃げ込み、それより山の中へ逃げ去り、もはやいづ方へ参り候にも相知れ申さず候次第に相成り、当宿より附き添い参り候者もその成りにて引き取り申し候由、宿五助より申し聞き候、これに仍り右始末御達し申し上げ奉り候、以上

○恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事（大安寺末寺知足院へ盜賊忍入るにつき）（二六一一二二）

恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事

一上布

一掛け

一古キ木綿花色染拾

一枚

一木綿袋

一枚

一白足袋

一枚

一さらさ風呂敷

一枚

一小嶋木綿單物

一枚

一但茶三十嶋

一枚

一もぢ衣

一枚

一木綿白衣

一枚

一木綿浅キ單物

一枚

一赤銅風呂釜

一口

一鋤

一挺

一鋸

一丁

一銭

六百文

右は当村禪宗大安寺末寺知足院と申す寺へ、当六月晦日夜、盜賊

忍び入り、右諸色盗み取られ候旨申し聞かされ候間、盜賊忍び入り候様子相尋ね候ところ、六月晦日夜、当村古市場と申す所へ仏事これ有り相越され、同夜四ツ半時帰寺致され候ところ、座敷の方表側雨戸捍はずしこれ有り候につき、如何と心付き内輪見廻り候ところ、前顯品々これ無く、全く右場所より忍び入り盗み取り、

（後略）

午四月
水野篤助様
御陣屋
櫻井岡右衛門
鵜沼村庄屋

以上

逃げ去り申し候様子に御座候につき、所々手配いたし相尋ね候えども、盜賊行衛相知れ申さず候につき、右の趣寺社御奉行所へは大安寺より御達し申し上げられ候、これに仍り御達し申し上げ候、以上

卯七月

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

庄屋惣代

桜井岡右衛門

亥十一月

辰

十二月十四日

桜井長兵衛

坂井銀右衛門

円城寺

御役所

○恐れ乍ら願い上げ奉り候御事（事情により今回の御用勤められずにつき）（二六一八七）

恐れ乍ら願い上げ奉り候御事

一今般私共三人の内一人御用の儀これ有り、当十四日水野啓蔵様に隨身仕り、罷り出で候よう仰せ付けなされ畏み奉り候、しか

るところ、銀右衛門儀は人馬御割増願いの儀につき太田宿より

伏見宿表へ罷り出で候、留守の儀且つ伝兵衛儀は持病の腹痛差

し発し候居り、併し平臥のみにても御座無く候ところ、此節御

年貢取り建て時節につき、駆け廻りの外は相成るべくだけ右御用相勤め居り候えども、頃日中は時々痛み輕重仕り候、脚気の節遠方遠廻り等の儀は中々仕り難く、ついては長兵衛儀今般御

用相勤め候筈に申し合わせ、既に雨具等用意仕り、十四日昼後出立のところにて、父岡右衛門儀俄に瘤気取り詰め見放し難く、銀については代銀にて御用相勤め候儀伺い奉り候間も御座無く、銀右衛門儀も途中より持病の足痛にて罷り帰り候仕合に差し懸り、御用御間闕けず候ようにと存じ奉り、やむをえざる事と弥左衛門儀、長兵衛代役に指し立て申し候、誠に恐れ多き取り計らいに候えども、實に前許の次第余儀なき訳につき、今般御差人にて御用御間に合い申さざる段、何卒御勘弁御慈悲を以て御容赦成し下し置かれ候よう仕りたく願い上げ奉り候、以上

鶴沼村留木裁許人

○恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事（娘いしへ給一枚持參御届につき）（二六一三四）

恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事

右は、当村うめ娘いし、牢内へ綿入れ并に襦袢取り寄せ方相願い候ところ、右綿入れは持ち合わせこれ無く、襦袢は着け仕り居り候につき、右衿を去る四日持參仕り、御勘定所へ御届け申し候上、

町方御役所へ持ち出し、翌五日帰村仕り候、これに仍り御達し申し上げ奉り候、以上

○御用状継立遅滞の件及びおいし召し捕りの件につき控（二六一
四四）

鵜沼村庄屋

桜井岡右衛門

未九月八日

水野篤助様

御陣屋

恐れ乍ら御尋ねにつき御達し申し上げ奉り候御事

（中略）

岐阜

人別定廻り

青木六郎様

隠密廻り方

太田茂太夫様

外に

宅平一人附き添い

右は当村お梅娘おいし義、当七月十日、岐阜表において本町飛脚

右は昨十八日昼後、いし義家出仕り候ところ、近所へ参り居り候事哉と相待ち候えども、暮れ方に相成り候ても帰り申さずにつき、所々相尋ね候えども、一切行方相知れ申さず候、しかるところ、今朝にいたり追々風聞承り候ところ、昨十八日暮れ方に岐阜方御役人衆様御兩人、下役体の者両三人御召し連れ、当村境途中において、右いし御召し捕り、御連れ遊ばされ候趣承り申し候、これに仍り御達し申し上げ奉り候、以上

水野

御陣屋

右は當村お梅娘おいし義、當七月十日、岐阜表において本町飛脚屋出雲屋利兵衛方の召使と偽り、同所菱屋方へ参り、主人の使いと申し立て、別紙書付の品々かり出し、途中より逃げ去り候につき、右人別の衆御召し捕りに至り、七月十八日出張成され、しかるところ右女の義、犬山表に懸り合いの義これ有り候につき、太田方へ御打ち合わせとして女當村へ御預け成され、太田へ御出成され、同夜八ツ時頃御帰りに相成り、太田方御熟談の上、途中御召し捕りの趣にて御召し連れ成され候、尤も犬山表に抱り候義等これ有り候ところ、すぐさま同所へ談じ遣わし候ところ、この節にては聊^{いささ}か懸り合の義これ無きにつき、その段町方より下役を以て御解き相成り申し候、仍って太田へ御達しの趣は、別紙にこれ

有り候、以上

覚

一川和嶋 三反

一縫縮緬二丈五尺

一紫縮緬二丈五尺

メ

○恐れ乍ら願い上げ奉り候御事（卯作より犬山広屋武助・北野屋

常右衛門に賣扱りい品の始末につき）（二六一三九）

恐れ乍ら願い上げ奉り候御事

一当村卯作より犬山広屋武助、北野屋常右衛門兩人へ、先だつて諸色売り払い候につき、段々差し入り組み下済不行き届きに候につき、その段御出訴申し上げ置き奉り候、しかるところ犬山御家中吉田音右衛門殿と申す仁、日頃別馬に相暮らし候につき、咄し合ひ申したき儀これ有り候間、参り呉候よう申し越され候につき罷り出で候ところ、仰せ聞かされ候は、この度その村卯作より払い物出入りの始末荒増聞き及び候えども、今一応篤と承り候上、相なるべくは内済致させたき由仰せ聞かされ候につき、これ迄の始末并に出願仕り候文言共具に御咄し申し上げ候ところ、篤と御聞き訂しの上、今般双方破談におよび候儀、聊かなる儀に候間、下済に致させ

〔〔申したく、内実は犬山その筋御役人衆より御内意の訳もこれ〕〕

有り、御挨拶成し下され候趣にて、売り主方より元金井に犬山まで持ち運び候人足貨八百文余は差し出し候方に致したく、左候はば買取候諸色相渡させ、已來右体諸色買取り候節は、役元・親類、或いは隣家の者へ相届け候上、引き取り候筈、右商売筋の者へ申し渡しこれ有り候よう取り計らい申すべき旨、ついては前顯運賃差し出し候儀、如何歟に候えども、全体卯作より諸色買取り、同人々持ち運び候儀に御座候えば、全く相対買取り候儀にも相見え候ところ、右運賃買い主より差し出し候儀は難波にもこれ有り候間、右の分買い主より差し出し、已後のしまりは急度相附け候筈については、双方へ規模相立ち候間、その段承知に○」

たく、売り主より元金井に犬山表迄持ち運び候人足貨八百文余のところ、差し出させ候はば、已後の締りの儀は急度御役所より仰せ渡され、後日右様買取り候節は、役元・親類、或いは隣家の者へ届け候上引き取り候よう、御上より仰せ渡され候手順に取り計らい申すべく候、左候はば双方とも規模相立ち候間、その段承知も候はば、内熟致させたき趣、叮嚀に仰せ下され候、右は私どもにおいても元より意味合い等を以て、事を好み候儀にてはこれ無く、已後の締まり方御附け下され候はば、少々の人足貨差し出し候儀、強いて存じ寄りも無きに御座候間、右の始末にて内熟整い候えば、惣方穩やかなる儀に候間、何れとも仕るべく候、併し乍ら最早出訴仕り候儀に御座候間、私どもの了簡には行き届かず候間、その段御支配御役所へ相窺い、御願い下げ相叶い候儀に候はば、その意に任せ申したく、それについては以後御締まり筋の

儀はいよいよ相違も御座なく御付け下され候哉、下濟に相成り候上、等閑に相成り候ては却つて御上様へも恐れ入り、且つは村方へも相立ち申さず候間、その段慥か成る儀に候はば、御願い下げ取り計らい申すべき由、再応念を入れ候ところ、内実承り候えど、それぞれ相手方へも内々御渡り合い御座候旨仰せ聞かされ候、聊か不都合なる儀は致さざる由、急度御答えに御座候間、下濟仕りたく双方納得仕り候間、恐れ多き御願いには御座候えども、先だつて御願い申し上げ奉り候願書御下げ成し下され候よう仕りたく、只管願い上げ奉り候、右一条につき己後御願いがましき儀は申し上げ奉らずは勿論、訴答とも一統帰服仕り、親類・組合よりも御願い下げ呉候よう申し出で候、何卒願いの通り願書御下げ成し下され候はば、一同有り難き仕合わせに存じ奉るべく候、以上

未

閏七月

鵜沼村組頭

坂井銀右衛門印

庄屋

桜井岡右衛門印

水野篤助様

御陣屋

○小伊木ちよんかれ一件控（二六一四八）

〔表紙〕

小伊木ちよんかれ一件控え

清須方

柳川広左衛門様

太田方

畠田八十郎様

」

恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事

一今般清須方御役人様丹羽郡河北村へ御越し遊ばされ、鵜沼村において当三月十日、井ノ口村定蔵と申す者請負ちよんかれ致させ候由、右請負人并に庄屋・組頭共罷り出で候よう御召状参り候につき、当村小伊木分若き者、武兵衛・伝七・治兵衛召し連れ、罷り出で候ところ、当三月十日、井ノ口村定蔵請負ちよんかれ致させ候由、右始末委しく申し上げ候よう仰せ付けられ、右は武兵衛始め外二人より当三月上旬頃、隣村前渡村通り掛り候節ちよんかれ致し居り候につき、立ち寄り申し候節、三人申し合わせ慰に一日参り呉候よう相頼み置き候ところ、同月十日定蔵始め三人連れにて参り候につき、当村治兵衛と申す者軒の下にてちよんかれ致させ、その夜遅く候につき、同村林蔵と申す者相頼み一宿致させ、ちよんかれ料として金一分二朱差し遣わし、林蔵よりは酒一升、右分の礼として遣わし申し候、右は全く慰みのみにて餞別等は請け申さざる儀に御座候、勿論役所へも相届け申さず候えども、ちよんかれ始まり候節、聞きに御出下され候よう申し遣わし候儀に御座候由申し上げ候
一組頭長三郎、惣七、十右衛門より申し上げ候は、当三月十日、人多く寄せ集まり申し候につき、何事と存じ候ところへ、若き者よりちよんかれ致させ候間、聞きに御出で下され候よう申し越し候につき、右は甚だ以て不都合の次第に候えども、最早ちよ

んかれも始め、聞く人も寄せ集まり候儀につき、已後は急度相成らざる旨申しつけ、その後寄合の席、庄屋中へも相届け申候ところ、御僕約中と申し、甚だ不都合の次第に候えども、最早跡の儀にて致し方これ無く、已後は右体の義、急度相成り申さず由厳しく申し渡し置き候よう申し聞かせ候につき、小伊木組は勿論、外組をも申し渡し置き候由申し上げ、且つ宿致し候林蔵儀は当六月已來欠払い相成り候由申し上げ候

一庄屋心得方の儀も御尋ねにつき、当三月下旬外相談にて寄合申候節、小伊木組組頭より申し出で候は、当三月十日村方若き者井ノ口村定蔵と申すもの相頼み、ちよんかれ致させ候ところ指し掛り、私共へも申し出で候えども、指したる事共存じ申さず、殊に聞く人も寄せ集まり候儀につき、不都合の次第は申し遣わし候えども、指し留め申さず由申し出で候につき、甚だ以て不都合の次第に候えども、致させ候跡の事に候えば、致し方もこれ無く、已後は右体の義急度相成らざる趣、小伊木組は勿論、外組迄も行き届き候よう申し渡し置き候よう申し談じ、番人共万歳大黒同様の儀に相心得、御陣屋へは御達し置き申さず旨申し上げ候

前書書付を以て申し上げ奉り候ところ、重ねて呼び出しの節指し支え無く罷り出で候よう仰せ渡され候のみにて、遠方留の御沙汰も御座無く候儀に御座候、これに仍り御達し申し上げ奉り候

成らざる旨申しつけ、その後寄合の席、庄屋中へも相届け申候ところ、御僕約中と申し、甚だ不都合の次第に候えども、最早跡の儀にて致し方これ無く、已後は右体の義、急度相成り申さず由厳しく申し渡し置き候よう申し聞かせ候につき、小伊木組は勿論、外組をも申し渡し置き候由申し上げ、且つ宿致し候林蔵儀は当六月已來欠払い相成り候由申し上げ候

国定市兵衛

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

(後略)

○恐れ乍ら御尋ねにつき御達し旁願い上げ奉り候御事（鵜沼宿・落合宿・中津川宿の拝借金の返上用捨につき）（二六一五〇）

恐れ乍ら御尋ねにつき御達し旁願い上げ奉り候御事

一金四十三両三分

一同百六十六両三分余

鵜沼宿

落合宿 組合

中津川宿

辰閏(十一月廿二日)

鵜沼村庄屋

山田甚之右衛門

恐れ乍ら右願いの通り御聞済み成し下し置かれ候はば、有り難く存じ奉るべく候、以上

鵜沼宿

年寄惣代

未

三月

問屋

桜井岡右衛門印

水野篤助様

御陣屋

○恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事（公儀御用・諸家諸大名の旅籠錢につき）（二六一五七）

恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事

増相い願い候宿方もこれ有る由、それについて天明七末年、米

穀高直につき旅籠錢御払い方御公儀様御触れの趣も御座候由、

ついては御公儀御用御通りの御方様旅籠錢御勘弁品も附け居り

候哉、且つこの節右ようの御触れはこれ無く候えども、米価高

直については、右体御通行の御方様旅籠錢、何とか差別もこれ

有り哉、天明年并にこの節とも宿々の取り扱い方、品行取り調べ御達し申し上ぐべき旨畏み奉り候、右は當組合の宿々の義は

内輪申し合わせ、左の通り取り扱い申し候

一御公儀御用にて御通行の御方様は、御朱印御証文等御所持これ

有り、木錢并に所相場を以て米代御払これ有り、別段御勘弁品等御座無く候

但し、天明年も當時同様にて、木錢米代申し受け候義に御座

候

一諸家様方御旅籠錢、当二月より七月迄は上分御一人につき二百二十四文より二百四十八文まで、下分御一人につき百七十二文より二百文迄、八月上旬よりこの節に至り候ては、御一人二百文より一百二十四文まで、下分御一人百四十八文より百七十二文迄にて、御引合次第申し受け候義に御座候

一天明年米穀高直の節は、御公儀様御代替わりの砌みさりにて、諸大名様并に社家、寺院方、御朱印御引き替えにて御判物はんもつに御附添えの御方御通行繁々、別して諸色高直にこれ有り、上分御一人三百文より三百六十文迄、下分御一人二百文位申し請け候義に御座候、仍つて御尋ねの趣、宿々連印を以て御達し申し上げ候、以上

午

九ヶ宿

問屋

水野篤助様

御陣屋